

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

		資料番号	41	担当課	建築住宅課
法令名	高齢者の居住の安定確保に関する法律	根拠条項	第56条	許認可等の内容	終身賃貸事業の変更の認可
(事業の変更)					
第五十六条 第五十二条第一項の認可を受けた終身賃貸事業者は、当該認可を受けた終身賃貸事業の変更（次条第二項各号に掲げる事項に係るもの及び国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をするときは、あらかじめ、都道府県知事の認可を受けなければならない。					
2 前二条の規定は、前項の変更の認可について準用する。					